

# 新しい公共支援事業のねらい

参考資料5

## 新しい公共の課題

- ◆新しい公共の場づくり  
市民セクターにおける雇用者数(ボランティアを含む)のシェア(注1)
  - ・米国約9.8%
  - ・英国約8.5%
  - ・日本約4.2%

- ◆寄附文化の発展  
個人寄附の現状(GDP比)(注2)
  - ・米国約1.8%
  - ・英国約0.8%
  - ・日本約0.02%

- ◆担い手の自律的活動の強化

- ◆市民が自ら選択できるための情報開示

## 新しい公共支援事業での対応 (2年間の暫定的対応)

- ・多様な担い手による地域の諸課題の解決への取組み  
(新しい公共の場づくりのためのモデル事業)

- ・ノウハウの共有などNPO等が寄附集めをしやすい環境の整備
- ・寄附集めイベントへの市民参加や、企業とNPO等の連携による寄附文化の醸成

- ・つなぎ融資の利子補給、金融機関からの融資利用の円滑化
- ・NPO等の活動基盤整備(財務諸表の作成指導、ボランティアネットワークの構築、NPO会計基準の普及等)

- ・NPO等の情報開示の推進
- ・支援事業の選定等を、フルオープン

## めざす社会の姿

- ◆私を活かし、公を豊かにする「活私豊公」の実現

- ◆「居場所」と「出番」、「絆」のある社会

- ◆「新しい民主主義」の形成

(注1) ジョンス・ホプキンス大学 市民社会研究センター

(注2) (米国・英国) 第2回市民公益税制PT資料3

(日本) 新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)

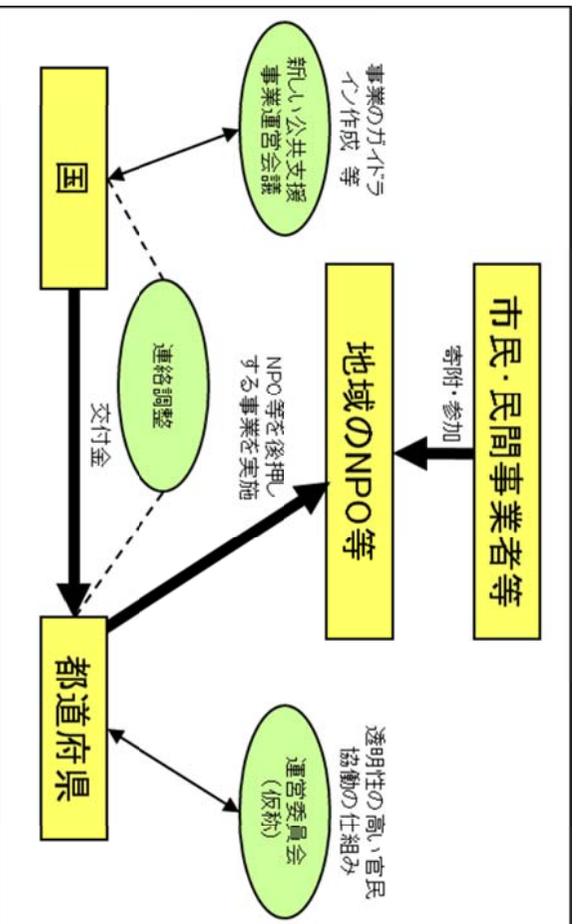
## 新しい公共支援事業について

1. 支援事業の実施に当たっての基本コンセプト  
新しい公共支援事業を通じて、新しい公共の活動の阻害要因を解決し、新しい公共の担い手となるNPO等の自立的活動を後押しし、新しい公共の拡大と定着を図る。これにより、公的な財やサービスの効率的な提供と、地域における雇用や参加の場の拡大に資する。

2. 予算額

平成22年度補正予算 87.5億円（都道府県に交付）

3. 事業スキーム



4. 支援の内容（下記支援を2年間で実施）

- ① 行政機関からの業務委託を受ける際のNPO等のつなぎ融資の負担解決
- ② 融資利用の円滑化のための取組み
- ③ NPO等の活動基盤に対する支援の取組み（財務諸表の作成、協働相手とのネットワーク作り、事業内容のPR手法の指導等）
- ④ 寄附募集の環境整備
- ⑤ 行政が独占してきた公をNPO等に関していくモデル事業
- ⑥ その他

5. 今後の予定

- 新しい公共支援事業運営会議（第1回は12月16日、第2～3回は1月に開催予定）  
（新しい公共支援事業に関するガイドライン等を検討）
- ガイドライン（案）についての意見の募集（12月16日～1月4日）
- 都道府県説明会（12月17日）
- NPO等との意見交換会（12月21日）
- 交付金の交付及び都道府県における基金の造成（3月）

## 新しい公共支援事業の支援内容（イメージ）

事業概要	支援内容（イメージ）
① つなぎ融資の負担解決	<ul style="list-style-type: none"> <li>・概算払いへの移行促進</li> <li>・行政からの委託業務に係るつなぎ融資に対する利子相当額を試験的に助成</li> </ul>
② 融資利用の円滑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門家派遣による個別指導、講習会の開催（融資申請方式についての理解促進、個々の事業案件のブラッシュアップ）等</li> </ul>
③ 活動基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門家派遣による個別指導、講習会の開催（財務諸表等の整備）</li> <li>・データベース整備と情報提供（組織・ボランティアネットワークの構築）</li> <li>・地元企業等への説明会（NPO等と地元企業等との連携強化）</li> <li>・マスコミ広報・会員募集イベント 等</li> </ul>
④ 寄附募集の環境整備（ノウハウの共有等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・寄附税制の説明会開催</li> <li>・先進事例の収集とNPO等に対する情報提供</li> <li>・地元企業等への協力要請の説明会</li> <li>・多様な寄附手段の普及、寄附募集イベントの開催 等</li> </ul>
⑤ モデル事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・NPO等と連携し、都道府県・市区町村等が応募した事業を実施</li> <li>（1）新しい公共の場づくりのためのモデル事業（多様な担い手により、地域の課題解決を図るプロセスを試行するもの）</li> <li>（2）社会イノベーション推進のためのモデル事業（制度・領域横断的な対応により、既存の制度や規制の制約を乗り越えるもの）</li> </ul>
⑥ 共通事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営会議、情報整理、監査等</li> </ul>

（注）上記の支援内容はイメージであり、今後、新しい公共支援事業運営会議等の検討を踏まえ、より具体的内容を示す。